

データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務 委託仕様書

1 業務名称

データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務の意義

本市における交通ネットワークの中で市バス事業は地下鉄事業とともにその中核を担う存在として、市域全体の交通システムとの調和が不可欠である。

将来的な人口減少や都市構造の変化にも対応できる持続可能で質の高い市バスの輸送サービスを安定的に提供していくためには、市バスの運行計画なども含めたあるべき姿についても、他の交通手段（輸送モード）との関係性の中で検討していく必要がある。

こうしたことから、今般、取り組む「データを用いた客観的で詳細な状況分析に基づいた路線・ダイヤの企画立案」は、これまで以上に高い視点から検討を深めるもので、京都市域全体における効率的で持続可能な交通ネットワークの構築に資するだけでなく、こうした取組を通じて、市バスが直面している担い手不足や一部系統・区間の車内混雑などの課題に対しても、有効な対策の検討に寄与するものとする。

3 業務の概要

本業務は、京都市交通局（以下「発注者」という。）がデータの分析による客観的な事実に基づく市バス路線・ダイヤの企画立案を通じて持続可能な交通ネットワークの構築に必要な知見・能力を習得し、定着する“自走化”を目指すものである。

まず、持続可能な交通ネットワークの構築を見据えたときに必要となる市バス、地下鉄及び他のバス、鉄道等のデータ及び沿線人口データ等を可視化することでデータに基づく市バス路線・ダイヤを企画立案し、編成するうえでの意思決定の支援及び、市バス・地下鉄をはじめとした本市の交通ネットワークの在り方の検討に活用するデータ分析基盤を整備する。

次に、発注者が自ら行う同基盤を活用したデータの分析による客観的な事実に基づく市バス路線・ダイヤの企画立案を通じて、持続可能な交通ネットワークの構築に必要な知見・能力を習得し、定着する“自走化”への支援を行うものである。

なお、将来的には、本業務において収集・蓄積したデータ等を活用したAI技術による需要予測や路線・ダイヤ等の最適化シミュレーション等を想定しているが、これらは確定したものではなく、本業務の進捗状況及びAI技術の進展等を踏まえて適宜見直すものである。

4 委託期間

(1) 令和8年度の契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 令和9年度、令和10年度の各年度について

ア 本業務は、年度ごとに契約を行う。ただし、令和9年度、令和10年度の各年度については、発注者において当該年度の予算が確保され、かつ受注者の履行状況が良好であると判断した場合に契約する。その場合の契約条件は、原則として提案された金額・企画提案内容を基礎とした単年度契約とし、業務の詳細について双方協議し、合意のうえ、別途契約する。

なお、データ分析基盤については本業務終了後も利用を継続する予定である。

イ 契約期間は以下を想定しているが、当該期間での契約を保証するものではない。

令和9年度 令和9年4月から令和10年3月まで

令和10年度 令和10年4月から令和11年3月まで

5 予定価格の上限

27,500千円（令和8年度分 消費税及び地方消費税額を含む。）

- ・ 令和8年度分の業務遂行上必要となる調整及び手続き、経費負担等を含む。
- ・ 令和8年度分について、上記金額を超える提案は無効とする。

6 令和9年度、令和10年度の想定価格について

令和9年度、10年度は各年度9,000千円程度（データ分析基盤の利用及び保守に係る金額は含まない。消費税及び地方消費税額を含む。）を想定しているので、提案の参考とすること。

その他、価格に関することは、企画提案書等作成要領の「2 見積書」を参照すること。

7 業務の範囲及び内容

(1) 概要

各年度における業務の内容は以下のとおりであるが、各年度に予定している取組の目的達成に向け、より効果的・効率的な実施手法の提示等、提案者の知見・着想等による提案を求めるものである。

(2) 令和8年度

ア データ分析基盤整備

受注者は、発注者が行うデータに基づく持続可能な交通ネットワークの構築を目指すために必要となる、客観的な事実に基づく路線・ダイヤの企画立案の意思決定を支援するデータ分析基盤を整備し、発注者へその機能を提供すること。

データ分析基盤の機能については、「2 業務の意義」、「3 業務の概要」を踏ま

えるとともに、本項（３）、（４）に資するデータ分析が可能なものを整備するものとし、詳細は、「データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務 データ分析基盤整備仕様書」を参照すること。

（３）令和９年度

ア データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援①

発注者がデータ分析基盤を活用した以下の取組を自律的に継続して実施できる知見・能力を習得・定着する“自走化”を支援する方法論や手法等を提案すること。

なお、分析対象は最終的には市バス営業地域の全域であるが、まずは、発注者が指定するエリア*1 とする。（*1 エリアは契約後に提示する。）

(ア) 指定エリアにおける市バス路線・ダイヤの在り方を含む交通ネットワークの検討

(イ) 直面する課題（担い手不足、車内混雑等）や潜在的な課題をデータにより明らかにするとともに、市バス路線・ダイヤの企画立案等を通じた対応策の検討

（４）令和１０年度

ア データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援②

発注者がデータ分析基盤を活用した以下の取組を自律的に継続して実施できる知見・能力を習得・定着する“自走化”を支援する方法論や手法等を提案すること。

なお、分析対象は発注者が指定するエリア*2 とする。（*2 ９年度とは異なるエリアを予定）

(ア) 指定エリアにおける市バス路線・ダイヤの在り方を含む交通ネットワークの検討

(イ) 直面する課題（担い手不足、車内混雑等）や潜在的な課題をデータにより明らかにするとともに、市バス路線・ダイヤの企画立案等を通じた対応策の検討

イ 前年度の評価検証支援

前年度に企画立案、実施した路線・ダイヤに対し、基盤を活用した評価検証に対する支援

８ 業務実施上の要件

（１）実施体制

ア 受注者は、本業務の実施に当たって、以下の技術者及び責任者（以下「予定技術者等」という。）を配置し、効率的に業務を実施すること。

予定技術者等	人数	備考
管理技術者 事業全体を統括する責任者	1名以上	・令和８、９、１０年度に配置を予定する者であること。
基盤責任者 データ分析基盤整備責任者	1名以上	・令和８年度に配置を予定する者であること。

		・次年度以降の基盤保守等に従事する予定の者が望ましい。
支援責任者 業務サイクル構築支援責任者	1名以上	・令和9、10年度に配置を予定する者であること。 ・管理技術者が兼任できる。

予定技術者等は相互に連携を図り、本業務に取り組むものとする。

なお、予定技術者等以外の従事者は、受注者が本業務の実施に当たり必要と考える者・数を配置すること。

イ 受注者は、業務遂行における体制を明確にし、業務に従事する者（予定技術者等を含む。）の名簿とその連絡先を明記した委託業務実施体制表を各年度の契約締結時に提出すること。

ウ 実施に当たり発注者との連絡対応窓口を設け、即時に対応できる体制を確立すること。

エ やむを得ない事情により、イの名簿に記載された者が本業務に従事できないことになった場合は、当該従事者の変更につき、速やかに発注者に従事者変更届（様式不問）を提出し、発注者の承認を受けること。

なお、従事できなくなった者が管理技術者、基盤責任者、支援責任者である場合には、変更後の従事予定者が変更前の者と同等以上の能力を有する者であると発注者が認めることを条件として、変更できるものとする。

オ 受注者が共同事業体である場合、前項までに加え、以下のとおり体制を整備すること。

(ア) 共同事業体における各構成員の本業務への関わり及び責任を明確化すること。

(2) 従事者の要件

ア 管理技術者及び支援責任者

(ア) 資格等

以下の資格を有する者とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門・建設部門）
- ・ R C C M（建設部門－「道路」又は「都市及び地方計画」）

また、データサイエンスやA Iに関する専門的な知見を有していることが望ましい。

(イ) 実績

(ウ)に示す「同種又は類似業務」の実績を1件以上有さなければならない。

(ウ) 「同種又は類似業務」の内容

- ・ 同種業務：公共交通利便性向上活性化方策調査、旅客動向調査・分析等業務
- ・ 類似業務：交通マスタープラン策定業務、総合交通戦略策定業務

イ 基盤責任者

(ア) 資格等

以下の技能を有する者を配置するよう努めること。

データサイエンスやA Iに関する専門的な知見を有していること。

(イ) 実績

(ウ)に示す「同種又は類似業務」の実績を1件以上有していること。

(ウ)「同種又は類似業務」の内容

- ・同種業務：交通分野（路線バス事業が望ましい）におけるデータ等の分析（可視化）システムの構築・運用業務
- ・類似業務：交通分野以外におけるデータ等の分析（可視化）システムの構築・運用業務

ウ その他の従事者

(ア) 資格等

データを取扱う従事者は、匿名加工情報に関する知識や経験を有していることが望ましい。

9 秘密の保持

受注者は、本業務の実施に当たり知り得た秘密（個人情報を含む）を厳守し、発注者の書面による承諾なく公表、又は第三者へ提供してはならない。この守秘義務は本業務に従事する全ての従事者に順守させること。また、本業務終了後においても同様とする。

10 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は定めのない場合は、発注者及び受注者双方の協議のうえ定めるものとし、受注者は、発注者との協議結果を記録にまとめ、発注者の確認を受けるものとする。